

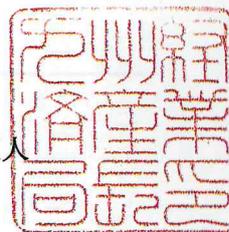
経 済 産 業 省

20170828公開九州第2号
平成29年9月21日

行政文書開示決定通知書

岩田屋フード株式会社
代表取締役 組坂 善昭 殿

九州経済産業局長 高橋 直人



平成29年8月28日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第2項の規定に基づき認定された発電事業に係わる下記のデータ項目について、記されているリスト。

- ・対象期間 平成24年7月1日から平成29年3月31日まで
- ・対象地区（設備の所在地）
九州電力管内全域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- ・対象発電区分 500kW以上の太陽光発電設備
- ・データ項目（具体的開示請求情報）
 - 運転開始前
 - ①設備の名称、②設備の所在地（市町村名のみ）、③発電出力、④運転開始予定日、⑤設備認定日
 - 運転開始後
 - ①設備設置者名、②設備設置者の住所（設備設置者が法人の場合のみ）、③設備の所在地（設備設置者が個人の場合であり、自宅に設置されると思われるものを除く。）、④発電出力、⑤運転開始日、⑥設備認定日

2. 不開示とした部分とその理由

上記1.の行政文書中、「①設備の名称」については、発電事業者が法人等の場合にあつては、設置者の名称や所在地が特定できる固有の名称を付している場合は、公にすることにより、法人又は事業を営む個人及び場所が特定され、当該法人又は事業を営む個人の事業活動や経営戦略、設備投資計画が明らかになり、当該法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに該当するため不開示とした。

また、同部分について、発電事業者が個人の場合にあつては、氏名等の個人を識別できる固有の名称は個人識別性の高い情報であり、設置者の住所を特定できる名称は生活の本拠に係わる情報で生活又は財産の保護が必要であることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。